

2025年1月24日

お客さま各位

株式会社福島銀行

破産管財人等口座開設手数料の新設について

平素より福島銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度弊行では2025年2月3日より「破産管財人等口座開設手数料」を下記のとおり新設いたしますのでお知らせいたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 破産管財人等口座開設手数料の概要について

| | |
|-------|--|
| 対象口座 | <ul style="list-style-type: none">破産管財人、相続財産清算人(管理人)、不在者財産管理人、遺言執行者、その他、上記に類する管理用口座。既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含みます。法人、個人は問いません。 |
| 手数料金額 | ・16,500円(税込、1口座あたり) |

※ その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も対象となります。

2. 新設日

2025年2月3日(月)

以上